

1 事業名

所沢市自転車駐車場条例の一部改正

2 事業の概要

所沢駅西口土地区画整理事業区域内において、広域集客型商業施設の開発事業者が、公共貢献として自転車駐車場を設置することとなっていることから、同区域内に市が設置している所沢駅西口第 1 自転車駐車場を廃止するとともに、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 所沢駅西口第 1 自転車駐車場を廃止する。
- (2) 休場日の規定を供用時間の規定に改める。
- (3) 一時利用の利用単位を暦日単位から 24 時間単位に改める。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて自転車駐車場の廃止や統合を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第37号 所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

(供用時間)

第5条 自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、自転車駐車場の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第6条 削除

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
新所沢駅西口第4 自転車駐車場	所沢市緑町一丁目21番17号
西所沢駅第1自転 車駐車場	所沢市上新井一丁目9番地の18
略	

別表第2 (第14条関係)

自転車 車駐	自転車 車駐	利用料金
	一時利用	定期利用

(休場日)

第5条 自転車駐車場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、定期駐車券で自転車駐車場を利用する者(以下「定期利用者」という。)は、休場日であっても自転車駐車場を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、自転車駐車場の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(管理時間)

第6条 自転車駐車場の管理時間は、午前6時30分から午後8時30分までとする。ただし、定期利用者は、管理時間外であっても自転車駐車場を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
新所沢駅西口第4 自転車駐車場	所沢市緑町一丁目21番17号
所沢駅西口第1自 転車駐車場	所沢市東住吉19番20号
西所沢駅第1自転 車駐車場	所沢市上新井一丁目9番地の18
略	

別表第2 (第14条関係)

自転車 車駐	自転車 車駐	利用料金
	一時利用	定期利用

車場名	場内区分			1箇月				3箇月				6箇月			
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車	
				学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般
略															
新所沢駅西口第4自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
西所沢駅第1自転車駐車場	—	110	160	1,680	2,100	2,100	2,620	4,200	5,350	5,240	6,600	7,970	10,060	10,060	12,580
略															

備考 一時利用を行う場合における利用料金は、自転車にあつては24時間ごとに110円、原動機付自転車にあつては24時間ごとに160円とする。

車場名	場内区分	(1日1回)		1箇月				3箇月				6箇月			
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車	
				学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般
略															
新所沢駅西口第4自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
所沢駅西口第1自転車駐車場	—	110	160	1,260	1,580	1,680	2,100	3,150	3,990	4,200	5,350	5,980	7,550	7,970	10,060
西所沢駅第1自転車駐車場	—	110	160	1,680	2,100	2,100	2,620	4,200	5,350	5,240	6,600	7,970	10,060	10,060	12,580
略															

備考 利用許可の期間を超過した場合における超過した期間の利用料金は、自転車にあつては1日につき110円、原動機付自転車にあつては1日につき160円とする。